

いじめ防止等対策の取り組みについて

一関工業高等専門学校

	点検項目	令和5年度の取組に対する自己評価	改善のための措置	改善時期
1	機構のいじめ防止等対策ポリシー1条に規定されている「いじめ」の定義について、全教職員の共通理解を図り、いじめの認知が確実に実行されるよう意識啓発を行った。	年度初めの教員会議で、本校の「いじめの定義」について説明を行なった。	年度当初の教員会議に加え、研修会での情報や学内の状況について都度教員会議等で説明を行った。	令和6年4月以降実施済
2	定期的（2ヶ月に1度）に「学校いじめ対策委員会」を開催し、いじめやいじめの疑いのある事例について情報共有したり、各事例への対応方針を協議したりした。	定期的な開催ではないが、案件に応じて年5回開催した。	定期的な委員会の開催も行ったが、事例が発生した状況に応じて委員会を開催した。	令和6年4月以降実施済
3	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、教職員に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	FD/SD研修会において、学務総括参事による講演として研修を行った。	動画を利用した研修を予定している。	令和7年2月以降
4	学校がいじめの防止等の対策を組織的に推進することができるために、「学校いじめ対策委員会」が行う職務内容を定めて、全教職員に周知した。	「一関高専いじめ防止等基本計画」において「学校いじめ防止対策委員会」が行う職務内容を定めており、学校HPへ掲載して周知した。	引き続き学校HPや教員会議で周知を行っていく。	—
5	いじめの未然防止や早期発見のための取組について、「学校いじめ対策委員会」が年間計画（学校いじめ防止プログラム）を策定して全教職員に周知した。	年度当初の「学校いじめ防止対策委員会」にて「学校いじめ防止プログラム」を策定し、学校HPへの掲載して周知した。	引き続き学校HPや教員会議で周知を行っていく。	—
6	いじめの問題を一人で抱え込むことがないようにするために、教職員が学生の気になる様子を把握した場合に、「学校いじめ対策委員会」へ報告することを徹底した。	「一関高専いじめ防止等基本計画」において対応フロー図を定め、教員会議等で教職員に対して対応の呼びかけをした。	引き続き教員会議などで、状況を把握した際のすみやかな報告の依頼を行っていく。	—
7	機構のいじめ防止等対策ポリシー第16に規定されている「重大事態」の定義について、全教職員に周知しているとともに、重大事態に関する「事実関係を把握するための調査」の実施に当たっての「学校いじめ対策委員会」の役割を定めている。	「一関高専いじめ防止等基本計画」に重大事態の定義や役割が明記されており、教員会議および学校HPで周知されている。	引き続き学校HPや教員会議で周知を行っていく。	—
8	いじめの事案について、学生の実態や指導の経過等の情報が関係教職員で共有できるようになっている	Teamsを活用して学生の実態を即座に把握し、必要な場合は関係教職員でチーム支援ができるような体制を構築している。	引き続き日常的な対応ができるように周知を行っていく。	—
9	令和4年度の取組に対し、学校いじめ防止等基本計画、学校いじめ防止プログラム、早期発見・事案対処のマニュアルが実行性のあるものとなっているかを検証し、令和5年度の実施計画に反映しているか	令和4年度末に取り組みを検証し、令和5年度の防止プログラムに反映した。対処のマニュアルが実行性については引き続き検証が必要。	年度末に点検を実施し、必要に応じて改正することとしている。	令和7年2月以降
10	学生を対象に、いじめを把握するためのアンケートを定期的に（年4回以上）実施するとともに、その内容を「学校いじめ対策委員会」等、教職員間で共有できるようにした。	いじめを把握するためのアンケートを年3回実施した。来年度は実施方法の改善を検討している。	アンケートの設問を見直し、より効果的に状況把握をできる設問に変更を行った。	令和6年5月以降実施
11	「学校いじめ対策委員会」の構成員の一人として、スクールカウンセラーを含み役割を明確にしているとともに、スクールカウンセラーが得た情報を、教職員間で共有できるようにしている	「一関高専いじめ防止等基本計画」において、スクールカウンセラー等の役割を明確にしている。スクールカウンセラーの得た情報は必要に応じて共有できる体制を構築している。	引き続き適切な情報共有ができるように対応を行っていく。	—
12	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、学生に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	全学年対象でいじめに関する内容を含む「人権教育・メンタルヘルス講演会」をオンラインで実施した。	今年度は各学年ごとに「いじめ防止教室」を開催し、より効果的な研修を行った。	令和6年5月以降実施済
13	どのような行為がいじめに該当するか、学生が理解を深める取組みを実施している。	いじめを把握するためのアンケートにいじめの定義に関する質問を含めている。また、各学年の集会等においてもいじめに関する取り組みの内容を話している。	「いじめ防止教室」実施後に、理解度を確認するアンケートを行った。	令和6年5月以降実施済
14	学生自らが、いじめ問題に主体的に行動しようとする（学生主体による防止プログラムの実施を含む）取組みを推進している。	学生会を中心に「学生会いじめ防止対策委員会」を設置し、学生の主体的な取り組みを推進している。	引き続き学生の主体的な取組がされるような働きかけを行う。	—
15	学校がいじめ防止の取組について、保護者の理解を得るとともに、連携・協力体制を築くため、書面やホームページ等で、学校いじめ防止基本計画や取組状況等の内容を周知した。	「学校いじめ防止プログラム」を策定し、学校HPへ掲載し、保護者への周知を行った。	引き続き学校HPで周知を行っていく。	—
16	いじめが認知された場合には、被害・加害の双方の保護者に対して、「学校いじめ対策委員会」による解決に向けた対応方針を伝えることを徹底している。	学級担任と連携して「学校いじめ防止対策委員会」で検討した学内対応の内容を、関係学生およびその保護者に対して伝えることを徹底した。	引き続き適切な情報共有ができるように対応を行っていく。	—
17	外部の有識者等で構成される会議（運営協議会や外部評価委員会等）で、学校いじめ防止等基本計画の内容を説明するなどして、連携・協力体制を築いている。	運営諮問会議において、本校の「学校いじめ防止基本計画」について説明することはできなかった。来年度以降の協力体制を検討していく。	3年ごとに開催される運営諮問会議以外に毎年開催する外部評価組織を設置し、本校の取り組みについて説明を行うことを検討する。それまではスクールロイヤーなど外部の有識者等と連携することを検討する。	令和7年3月以降
18	いじめが犯罪行為に該当することが疑われる場合などは、直ちに警察等と情報を共有するなど、連携して対応する体制ができています。	「学校いじめ防止等基本計画」にも明記し、地元警察と情報共有・連携するようにしている。	引き続き適切な情報共有ができるように対応を行っていく。	—